により特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうこととすることとした。

3　連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者（第七条関係）

高齢者の医療の確保に関する法律第一六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。3の㈠及び4の㈠において同じ。）の提供を受けることができる者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とすることとした。

㈠　高齢者の医療の確保に関する法律第一六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受けることができる者

㈡　健康保険法第一五〇条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報（同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。4の㈡において同じ。）の提供を受けることができる者

㈢　介護保険法第一一八条の三第一項の規定により匿名介護保険等関連情報（同項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。4の㈢において同じ。）の提供を受けることができる者

4　連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報（第八条関係）

認定匿名加工医療情報作成事業者は、作成した匿名加工医療情報について、以下に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供することができることとすることとした。

㈠　匿名医療保険等関連情報

㈡　匿名診療等関連情報

㈢　匿名介護保険等関連情報

5　手数料の額等（第九条関係）

㈠　主務省令で定める情報の提供を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者は、国（厚生労働大臣等からの委託を受けて、支払基金等が主務省令で定める情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に納めなければならない実費を勘案して政令で定める額の手数料は、一時間ごとに一万二〇〇円とすることとした。

㈡　㈠の手数料は、主務省令で定めるところにより、収入印紙をもって納付しなければならないこととすることとした（ただし、支払基金等に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。）。

6　附則

㈠　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令について所要の改正を行うものとすることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

政　令

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十八号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十三億七千万円」を「十三億九千万円」に改める。

第二条中「一兆千七百三十三億二千九百十八万九千円」を「一兆二千二百三十五億千二百四十五万九千円」に改める。

第三条中「二千百万円」を「二千万円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十九号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健